

第五回参議院労働委員会會議錄第十号

(三〇〇)

昭和二十四年五月九日(月曜日)午前十一時四十五分開会

委員の異動

五月七日(土曜日) 委員森田豊樹君及び田口政五郎君の辞任につき、その補欠として岡田喜久治君及び小串清一君を議長において選定した。

本日の會議に付した事件

○職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○緊急失業対策法案(内閣提出、衆議院送付)

○労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山田節男君) 只今より労働委員会を開会いたします。

先ず職業安定法の一部を改正する法律案を議題といたします。本法案について何か御質疑はございませんか。速記を止めて……

午前十四時四十六分速記中止

午後零時五十分速記開始

○委員長(山田節男君) 速記を始め……

○田村文吉君 三十三條の二の卒業後六ヶ月経つた者は全然お入れにならないというところは、事実問題としては随分昨年の卒業生が相当おつて、紹介を受けてやつておるのでございますが、これは六ヶ月でお切りになる必要はないのじやないかと思ひますが、それに對して……

○政府委員(齋藤邦吉君) この規定は、御承知のように但書で、大学、高等学校、専門学校以上の卒業生については期限を切らない、即ち中等学校以下については期限を切るわけでありまして。即ち大学及び高等学校以外の学校の長がその学校を卒業した者に行なう場合には六ヶ月、これは中等学校以下でございます。

○田村文吉君 分りました。第三十三條の四ですが、「料理店業、飲食店業、旅館業、古物商、質屋業、貸金業、両替店その他これらに類する営業を行つる者は、職業紹介事業を行ふことができない。」何故これだけの人たちにのみ互いに行ふ自由な仕事を禁止になるのでございますか。

○政府委員(齋藤邦吉君) 三十三條の四の兼業禁止の規定でございますが、これは一九三三年の國際條約の趣旨に定められましたものを今回明記いたしましたというのでございます。即ち世界各國とも職業紹介事業につきましては、職業がないというものの弱みにつけ込まれまして、いろいろの弊害が醸し出されておるわけでございます。こういう意味から、こういう料理店、飲食業、旅館業を行なつてはならないという意味でございます。

○田村文吉君 今の世界のあれで、決められたという職業はこれに書いてあるだけ明記してあるのですか。

○政府委員(齋藤邦吉君) 明記されて、この通りの文字が明記されております。尚この規定につきましては、船

員職業安定法、船員の職業紹介でありまして、これにつきましても同じようなことした兼業禁止の規定が掲げられております。

○委員長(山田節男君) ほかに第三章について御質問ございませんか。

○早川一君 四十四條の規定ですが、現在労働省で施行規則を出してありますが、あの中にある労働供給の四項目のうちで、施行規則の四條ですが、この四という規定はみずから提供する機械、設備、器材若しくはその作業に必要な材料、資材を使用する又は専門的な機械、技術を必要とする作業を行ふ、單に肉体的労働力を供給するものでないこと、これが非常に現在解雇現場で、或いは安定所と云ういう仕事をやつておるものとこの間に見解の違いがあるのですが、その機械とか設備とか器材、例えば自動車は機械じやない、オートバイ以上のものというようないろ／＼なむずかしいことを言われておるのですが、これは何か決定された只今の御方針はどういうことになつておりますか。

○政府委員(齋藤邦吉君) 第四條の労働者供給事業の定義の問題でございますが、この第四條四項の問題につきましては、私共の方では土木事業或いは港湾荷役事業、そういったような各種のこうした関係のある事業につきまして、それ／＼の基準を定めてございまして、併しながら根本の事業をするところのものは、肉体的労働力を提供するようなもの、それが労働省供給事業だという根本の思想に基いて考へておるような次第でございます。尚各事業ごとにはいろいろ各方面の意見もありまして、十分私共の方でも研究いたしまして、安定所において余り勝手な解釈をしないように基準を定めさせていただきます。尚その基準の施行に当たりまして、実行不可能或いは又實際に行つ場合に適當でないというところとでありまして、地方の意見も聴取いたしまして、適當な是正の方法も講じておりますが、全國一律にやります關係上、一律の基準を定めて実行いたしておるような次第でございます。

○早川一君 それは基準が現在出ているわけですね。

○政府委員(齋藤邦吉君) 現在相當の部分につきましては一應の基準を定めてあります。定つてない非常に解釈の下しにくいものもありますので、全部が全部基準を下したというわけにはまだなつておりません。

○田村文吉君 尙繰返しますが、三十三條の「但し、美術、音楽、演劇、その他特別の技術が必要とする職業」というのは、お考えになつてどういふ職業か、何か省令で決めてありますか。

○政府委員(齋藤邦吉君) 後程それでは省令の書いたものをお届けいたします。美術家、音楽家、演劇家、化学者それから医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、看護婦、助産婦、弁護士、弁理士、計理士、或いは美容師、栄養士そういったふうなものでありまして、即

ち營業開始に當りまして、國家試験なりそうした類似のものが營業開始の要件になつておるといふふうなもの、或いは美術、音楽といふような特殊な専門の技術を必要とする、こういうものを考へております。尚一應今申しましたものを省令では定めておりますが、尙これに類似の業がありますれば、中央職業安定委員会の意見を聞きまして、こうした職業を補充して行くといふふうに考へております。

○委員長(山田節男君) 他に御質問ございませんか。

次いで第四章の第四十八條から第六十五條までの間に御質疑ありませんか。……別に御発言もございませんようですから、質疑は一應終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田節男君) 御異議ないと認めます。

○田村文吉君 さつき問題になりました、速記は付けてありませんでしたが、全然死文のものが、入れてあるというところは、私共はこれは当然削除すべきもの、こう考えますので、当然修正が必要だと思ひます。そういう意見もありますので、改めて修正案を提出するかも知れません。

○委員長(山田節男君) それでは只今田村委員から修正意見が出るかも知れないということでありまして、先ず今日は質疑は終局したものといたしまして、午後一時半まで休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後二時十分開会

○委員長(山田節男) これより午前
に引続いて労働委員会を再開いたします。
まず緊急失業対策法案の一般質疑を
を続行いたしますと存じます。労働大
臣、安本長官並びに大蔵大臣がお見え
になっておりますので、御質問をお願
いいたします。

○門屋盛一君 もう先日から大分質問
も長く続いておりますが、結局土曜
日の委員会で、この緊急失業法案の質
問が財源の問題に迫り詰めておるわけ
であります。と申しますのは、大体こ
の失業対策の問題について労働省、安
本、商工省等から沢山の資料を頂いた
のですが、時間の関係上細かいことを
略しまして申し上げますと、政府の方で
お考えになっておるのは、この九原則
を実施するために産業合理化をやつて
、今日この事業が一つ縮小して合理
化をやつて、この左の事業から千人
なら千人の失業者が出ると、今の政府
の説明通りに考えると、明日は直ちに
右の方の事業が興つて、そこへまあ九
百人なら九百人が吸収されるという表
になつております。併しこれはまあ御
事業をなさつていない大臣方だから分
らないかも知れないけれども、我々事
業をやつておる者の経験から行きます
と、労働者の立場から考えて見ても、
経営者の立場から考えて見ても、今日
合理化した仕事から出た失業者が、明
日ここで吸収されるということは絶対
に考えられない。この失業者の数の多
い少ないの考え方も非常に違つておる
んです。いずれにしても企業合理化を
やつて、それが他産業に吸収されるま

での間には相当の数の失業者が出る、
これは私の想定では二百万人くらい出
ると思う。それに対して今賄ない得る
ものは失業保険と、この緊急失業対策
法案の裏付けになつておる、数字の上
から見れば八億ばかりしかないのです
けれども、その八億もすでに実質
は使つてしまつておるような金なん
です。この間をどういうふうにして食
ひに行か、これがどうしても今
までの質疑、應答で割切れない、それ
が一つ、そのことに對して更に説明
があれば説明して貰いたい。説明と申
しますのは、お前の考え方が違つてお
る、左の事業が今日止れば、右の事業
は明日から始まるので、今日吐き出さ
れた労働者は明日からすぐ吸収される
のであるから、この表の上から見ると、
大して本當の失業者というものは出
ないようになつておる。併し事實は他
産業に吸収されるまでの間の数百万の
失業者をどういうふうにして処理して行
くか、これが労働者の方からいって一
不安であるし、又経営者からいって、そ
ういふ労働者が不安に陥るようなこと
では、結局思い切つた企業の合理化は
できない、そうして折角大きな看板を
掲げた、九原則の実施というものが、
本當の腹の底の膿を出すのではなくし
て、皮膚を切つて少しばかり何か膿汁
を出しただけのことで、本當に日本の
自立的な経済を確立するといふことは
できないと思ひます。その財源の面に
なると、安本長官も労働大臣もはつき
りしたお答えができないというので大
蔵大臣においで願つたわけでありませ
うが、私は公務員法を審議する折にも
ただ立法的な処置だけ國會が決めれば
いいわけのものではないのであつて、

一つの法律を制定して出す以上、その
法律に對するところの財政的裏付け
といふものはどういふふうになつてお
るかといふことを一應確かめないと、
この法律案を審議する上において非常
に良心的に困るということ、私は公
務員法のときからさういふふうに言つ
ておる。繰返して申し上げ置きたいこ
とは、形の上ではさういふ失業者が出
るから緊急失業対策法案を作つてちや
んと備えて置くのであると労働大臣は
言われるのであるけれども、ちやんと
備えて置かれるところの法案に、財政
的な裏付けがないのでありますから、
先ずその活字の方では安心できるかも
知れませんが、実際の労働者は安
心できないし、又経営者も安心できな
いといふことになつておるのですが、
この点に對して外の委員からも足りな
いところを補足して貰おうと思ひます
が、私は要約しますと、この間から
の質問は失業者の出る時間的のずれに
對して、政府のお考えが余り十分でな
いんじゃないかといふこと、その時
間的なずれのあるものを一時プールし
なければならぬ。そのプールの財源
がない、こゝろいふことの話ですが、こ
の点について各大臣から一つ腹を打割つ
た御説明を願ひたいんです。この間勞
働法が上程されました折に労働大臣に
申上げて置きましたように、法案を早
く通そうと思へば政府の腹を割つた話
を早く聴かして貰へば、今後ぐずぐず
言いたくないので、不安の点があれば
何遍でもこれは質問を繰返さなければ
ならぬと思ひます。一つ今日は思ひ切
つて本當の腹を打割つた御答弁を願ひ
たいと思ひます。若しそれが公開の席
でいなければ非公開でも、我々だ

けでも真相を知つて審議したいと、こ
ういふふうに考えております。
○國務大臣(池田勇人) お話の通り
に、財政的には公務員の行政整理をや
りまして、相当数の失業者が出ること
になります。又企業経済の方面から
も、これを九原則に副い、又爲替一本
本レートの設定、國際市場への参加と
いふことから失業者が出る見通しは
つくのであります。併し片一方では
臨時でございすが、退職資金を出す
とか、又企業整備をいたしますと同時
に、輸出産業の振興を図つて、さうし
て時間的ずれと申しますか、整備があ
つてから後に輸出産業ができるか、輸
出産業ができて受入態勢ができるから
企業整備になるか、これはいろいろ
な場合がありすが、うまく行けば私
の通りになるし、悪く行けば企業整備
が先に起ると思ひます。さうして企業
整備の問題にいたしまして、官廳方
面では予算を取つてあります。が、一
般企業体においては退職金制度は置い
てあります。が、これが果して直ぐ金
融がつくかどうか、退職積立金が機械、
器具、土地、建物になつておる場合も
あります。退職金を出すための金融と
いふものはなか／＼困難でございま
すが、私といたしましては、先般來こ
ういふことがあることを予期いたしま
して、日本銀行をして、企業整備を行
わんとしておる会社、並びにこれが企
業整備をしたならばどの程度の金融の
途をつければならぬかといふこと
は、二ヶ月前から調査し、或いは中
にはもう企業整備の金融をつけてい
る会社もございします。こゝろいふやうな方
法でやつて行きたいと考えておるので
あります。而して全般的に申しますと

二
さういふふうに失業者が出る情勢にな
つておる場合に、これが救済策を相当
予算を持つて受入準備をして置くの
か、或いは予算なしで、出たところ勝
負で行くか、それにはどういふ財源を
目当てにするか、こゝろ二つの考え方
があると思ひます。私は当初從來の考
え通りに、予算上できるだけ失業対策費
を取つて置いて、さうして出た場合に
おいてそれと事業を考えようといふ考
え方も一時はいたしておつたのであり
すが、経済九原則が予算にはつきり
出まして、それだけ前以て取る財源が
ございせん。然るに片一方では対日
援助見返資金という特別会計ができ
まして、これが失業対策にも使ひ、と
にかく國の経済再建に必要な方面に使
つていふことになりましたから、
實質的には從來考えておつたやうな予
算を置いておくのと余り変りはない
し、又始めからこれだけ失業対策費が
あるのだといふので、金を積んで置く
より積まずに置いて、本當に出たこ
ろで千七百五十億の相当部分を使つて
失業者を受入れる方へ行つた方が、こ
れより現實的と申しますか、経済的だ
といふ考えの下にこゝろいふやうな予算
に相成つたのでございします。で予算上
見積つた失業対策費といふものは少
ございしますが、先程來申し上げました
やうな／＼な対策をいたしまして、
輸出産業の振興に、又國土の開発に相
當使ひ得る金があるのであります。さ
うして、關係方面の了解を得て、さうして
この失業対策に有効的にいふ金を
使つて行くといふ考えで進んで行きた
いと思つてゐる次第でございします。
○門屋盛一君 只今の大蔵大臣のお話
でまあ大体分りかけたのですが、新聞

等で見ましてもこの援助資金の使い方というものは、大体新聞ではこの割振りはついたような恰好になつておりますが、果してどれくらい失業対策に財源が廻されるのですか。援助資金にも枠があるのですから、そういう失業者の出た折に援助資金をオーバーしように使えりやうが、構わないというふうに使えりやうかというのを大蔵大臣に伺いたい。

それから安本長官にこの間からお尋ねしていることで、金は何とかしてできるとしても、その金のできた折に、例えば浜口内閣の失業救済のように、切羽詰つて、遊ばしておけないからこれでもやつて置け、あれでもやつて置け、というような仕事をやつたのでは、これは使つた金が全部マイナスになつてしまふのです。そこで只今幾ら援助資金で出て来ようが、税金から出て来る財源にしても、國家的財源でありますから、國家的の財源はこの失業対策事業をやるにしても、他日本の産業面にプラスになる方に使わなければならぬ、こういうことを考えた場合に、

安定本部としてはどういふ事業を予定されているか。金は大蔵大臣の方で大丈夫と言つたのであつたら、これは労働大臣と安本長官の方ではもう少し本当の計画を立てているのですか。出たところ勝負で、失業者が出たとき、それからやるというこの法案には、私は肯けない。安本長官の方が失業者が何人出るかは労働大臣より先に知つてゐる筈ですから、これだけの失業者が出るならばこれだけの事業をやらなければならぬ、その事業はどういう種類の事業をやつたらいいか、どういふふうにするかということは御計画があると思

う。今まで立てた五ヶ年計画などというものに吸収して行こうとしても、それはなかなか思ひ通りに行かないから、一應この失業対策としての計画を安本はお持ちにならなければならぬ。大蔵大臣に対してはその財源の使い方と申しますか、数字的にどれくらい当てるのかということ、それから安本長官に対してはどういふふうにするか、御計画ができてゐるか、これはこの法案そのものではござりませんが、労働大臣と安本長官がそういうことを共同で確立しなければならぬ責任があるのですから、法律は、これは出れば直ぐ実施に入るのでありますから、御計画はもうできてゐる筈です。それだけお伺ひして置きます。

○國務大臣(池田勇人君) 対日援助見返資金の使い方についてのことがちよゝちよゝ新聞などに出るようでありまして、これは午前中の閣議、或いは衆議院の委員会でも言つて置きましたが、これは単に事務当局が、こういう方面に金を使ひたいと言つただけでございまして、安本長官も私も聞知いたしております。勿論大蔵省の職員も出ますが、各省の職員も出るようでありまして、私は常に大蔵省の職員に言つております。まだこの見返資金の使い方についてははつきりしないのだ、これを論議して、そうして新聞に出したりなんかするということは誠に不思議で、僕としては困る、こういうことは私の省に關係したものにござりまして、これは言つておりますし、安本の聴員にも知つてゐる人がありますので、私は言つておりますが、あれで行かうとは私も考えておりません。これは他の機会でも申し上げました通りに、早

く分つておればあなた方に御審議を願ふべき筋合のものかも知らぬと思つたのでございしますが、お金の出どころの性質上まだ時間的にも決まつてゐないもので、安本長官も話し合つておりますが、余程重要なことだと思つたので、だから余程慎重に考えなければならぬ。而もこれはそのとき々の情勢によつて考えなければならぬ部分も相当ありますし、或いは又一部の考へておられるような生産計画、長期に亘る生産計画的に見なければならぬという見方もあります。又相当部分は復金債の償還に充てるということも、

これは御承知の通りであります。千七百五十億の残りの千四百八十億について、今から発電事業にこうだ、石炭にこうだ、造船にこうだと言ふようなことは少し早過ぎるのではないかと、私はこれに關する限り向うがどういふ方面に使うかということはまだはつきり言つてゐないときに騒ぎ立てるのはどうかと思ひますが、併しやはり事務当局としては一應の見当は見積つて置かなければならぬのではないかと、今はその見当の途中でございしますが、この機会にあそこへ出たからあれ以外の枠には使えない、あの枠にはどうしても使うということを本席を通じて一般に周知せしめて貰ひたいと思つたのでございします。従ひまして大蔵大臣としては千七百五十億のうちから失業対策費として、どれだけ今準備しておるのかということは今申し上げられない状況に相成つておるのであります。併し日本経済再建のために失業者をそのまま放つて置くというわけには勿論行きません。又失業者をどん／＼有効な方面に使つて、國土の開発、輸出産

業の伸展を図ることが、この見返資金の使い方の方の大目標でありますので、そのとき／＼に補足をいたしまして万全を期したいと考えておる次第でございします。

○門屋盛一君 大蔵大臣に今少しお伺ひしたいのですが、若しそうしました場合にやはり我々の考へておりましたように、見返援助資金というものの使用の方には相當の制約を受けるわけですね。そうするとさつき冒頭に申し上げましたように、失業者が出てそれが他産業に吸収されるまでの間に、他産業の方が先に景氣が出ておれば、こつちで餓られてもそつちの方へ流れて行くから、恐らく緊急失業対策の金は一銭もなくて済むかも知れないけれども、我々はそう見ることはできない。政府だつてそういう乱暴な考へはしないと思ふ。それで他産業の方には見返資金の計画は立つ、この産業に出してよいか悪いかという計画が立つから、それに對して私の心配することは、他産業に吸収するまでの間プールのなつてゐる労働者を漫然と遊ばして置いて、失業保険の金で賄ひきれなくなつたので、遊ばして置けないから何でも行き当りばつたりの事業をやるといふのは困るから、安本の方の計画を立てて貰ひたいと言つたのですけれども、幾ら計画を立てても、見返資金の性質からいふと、これから持つて来て救済事業に使うということは困難な問題で、やはりこれらは日本の税金の方で集つて来た金の方から、そういう失業対策の方にやらなければならぬ場面に迫り込まれると思つたのですが、これに對する見通しはどうですか。何でも採算の採

れない事業にでもこの金は使わして貰へるのですか。

○國務大臣(池田勇人君) この米國対日援助見返資金特別会計に書いてありますように、何も採算が採れる事業ということに決まつておりません。採算の採れない場合にも、必要がある場合には出し得るという弾力性があるということに相成つております。而して私は對日援助見返資金ばかりによつて行く考へもないのでございします。御承知のように私は毎日のように見返資金會計にも入つたか、或いは入る指令が出てゐるかといふことを聞いておるやうな状態でございしますが、これは早急に二、三日のうちといふことは期待できません。又二、三日うちに指令があるにいたしましたけれども、その金額につきましては段々に入つて来るやうな状況でありますので、私としてはこういう期間中でも金融市場に梗塞を來したり、或いは再建を遅らしたりするやうなことのないように、先程申し上げましたこの企業を再建するためには資金がどれだけ要するか、どういふ事業にどういふ金を貸すといふことが、今復金期と申しますか、困つておるやうな状態でございします。金融は先程申し上げましたように三千百億程度であります。全般的な問題として今考慮をいたしておるのであります。行く／＼は對日援助資金に相當期待をいたしておりますが、それまでにおきましては、できるだけのことはいたすべく努力をいたしております。

○國務大臣(青木義典君) 一昨日ここで答へ申し上げましたように、我々はその見返勘定等の中の資金のどれだけ

がどういふふうに廻し得るかというように、只今大蔵大臣の言われたように明白でもございせんので、大体一昨日申上げたような意味で、できるだけ建設的な方面にそういう資金が持つて行かれるようにというのを期待して行かれますし、又そういうことによつて本来の事業関係、或いは輸出振興というよりな面で積極的に活用できるような、そういう方面へ失業者の吸収ができるような対策を考へておる次第でありまして、それには特に電源の開発であるとか、更に五ヶ年計画のうちで特に取上げ得るようなものは、是非ともそういう方面へ取上げて行きたいということも考へております。尙この電化の問題等も、我々としては失業対策というよりな面を強く考へまして、期待をいたしておるような次第でございます。尙これを吸収する数というよりなことで、一昨日数字のいわゆる推定数のようなものを申し上げましたような次第でありまして、結局どの産業に、或いはどの建設的な事業に廻し得るかというよりな資金がだんだん明白になり、それを決定づけて参るに應じてこの対策が、失業対策も具体化されて行くというように考へておる次第でございます。

○國務大臣(鈴木正文君) 私からも、もう失業対策の大体の構想というよりな問題につきましては、しばしば申し上げたいと思ひます、今までの御質問に対するお答え、その他でも、凡そ分つて頂けたと思いますが、大体失業対策は三つの範疇といひますか、段階に分かれています。第一は、一番直接的な失業保険の問題、或いは行政整理の場

合の退職金の問題もその意味を含むかもしれませんが、そういう直接的な問題、又は失業保険料の支拂いの問題、それからその次に又緊急失業対策法の中に失業対策事業として考へられているよりな、直接的な失業対策の事業を遂行して行くという面、それから第三には電源の開発とか、国土の総合開発、或いは輸出の振興政策の推進というよりな最終的の雇用の面を高めようという政策、門屋議員の御指摘の通り、本當の失業対策はそういう一時的な建設的な面に力を入れなければならぬということも、これは痛切に私達も考へております。ただ現段階においては、この三つを援用して行かなければならぬ。而もそのうちのどの程度にこの三つが緊急性を持つて、ウェイトと申しますか、重要性を持つて来るかというよりなものは失業の出方により、又輸出産業あたりの振興、政策の度合にもよると思ひますけれども、いずれにせよ失業保険の問題は別といたしまして、これはしばしば申し上げた通りであります、いずれにせよ本格的な、建設的な事業の中に失業対策としてそれを吸収するということでは、來年初めあたりは足りないものであつて、それが根本的な考へ方ではあるけれども、段階的には緊急的な失業対策というよりな問題を都市の周辺とか、地方において行われなければならぬという段階が来ると思ひのであります、これが御指摘の時間的のずれに対する措置としては、主としてここに主力が注がれて行くと思ひのであります。この点につきまして、考え方につきましては門屋議員もすでに了解して頂けたと思ひますが、その財

政的の裏付けはここだということが果迷の御質問の中心であつたと思ひます。大体大蔵大臣の御答弁によつて御了解を頂けたように思ひますけれども、尙私として補足いたしますれば、失業救済事業は、労働大臣、労働省は勿論必死になつてこれを遂行しますが、いづれ政府全体のこれは責任であつて、その責任においてなすべきことでありますからして、そういう第二の方式に極力段階的に力を入れなければならぬという段階におきましては、更に別のこの財政的措置を取つて援護して貰うということが当然であり、恐らく大蔵大臣は、そういう場合におきましては、今の御説明と併せて、そういう措置を取つて頂けるものと確信して行なうのであります。

○門屋議員 大蔵大臣にお願いして置きたいと思ひますが、今労働省や、安本の方から出ている資料を、本當のものと思つて財政的計画を立てると飛んでもないことになつてしまふ。それはこの労働省で出ている資料の中にも、安本の資料の中にも、日本の潜在労働力というものが一つも見込んでない。私は産業合理化に着手しますと、この潜在労働力が、他産業がずつと興つて行くときには、これは潜在でなくして、本當の労働力に費やされてしまふのですが、企業の合理化というやつは政の府コントロールは直接効かないんですから、不景氣だと見たる企業家はどん／＼人を減らして行きます。そうすると企業家が人を減らすよりな状態になると、これは今日の現在の状態で分るんです。料飲店が再開になつたので非常に料理屋が喜ぶかと思つたら、今の皆さんの懷では再開して

も余り飛び込んで来ないというふうになつて居る。そうするとこの潜在労働力の中の露店業とか、それからあの闇のかつぎ屋、それから農村の潜在労働力というものは非常に多い。これは失業者の数と、失業する人の見込の数といふものが、安本の方の調べも、労働省の調べも大きな間違ひがある。これはまあ後で同じ政府同士ですから、よく本當の腹を割つたことを聞き合はしておかんと、純失業者が今安本の表で行くと、二十万人なんです、そんな忙しい大臣を引張り出して聞かなくていいんですが、やはりこれの十倍、二百万人、今の潜在労働力は、本當の失業者と考へられるのが二百万人くらいあるということ考へて居るんですから、これは私はお願ひですから、相當の財源を用意をしておいて貰ひたい。

それから安本長官に重ねてお願いして置きますが、行き当たりばつたり今のお話を聞いていると、二百万人出ることと計画しておいでなかつたから……、二百万人くらい出て来る。而もそれは都会地周辺に出て来るものと言つて、それを最も有効に……、この間中野先生の言うどぶ染みみたいなことでなくて、もつと有効に使える仕事を計画して置いて、今度の血の出るような金は、今の日本の金は一円の出るから、これを立派な計画を立てて置いて貰ひたい。これだけでもうしよ

うがないから希望意見で打切ります。何ほ聞いておつても分らない。了承と言われるけれども、分らんじまいです。ただこの表は信用できないという

ことだけは声を大きくして言つて置きます。

○中野重治君 大蔵大臣にお尋ねしますが、千七百五十億の見返資金というものをどう使うかといふことは、今更日本政府側としてこれ言ふことはできない、こういうわけですか。

○國務大臣(池田勇人君) 最後の決定は、関係方面の承認を得て決定することになつておることは御承知の通りでございます。私といたしましては向うと折衝し、向うに應ずる材料は考へておりますが、今安本の事務当局案として世間に発表しておる線とは相當違つておるのじやないかと考へます。

○中野重治君 安本の案として世間にどう発表されておるかといふことは別に、大蔵大臣の考へ方では千七百五十億円の使い途について承認が要るのはいふまでもない、細目的な問題は……、この中から失業救済費にどれだけくらいを捻出すつもりだ、そういうつもりで交渉して、そうして承認を得たいと思つて居るのだといふのでさへも現在では発表できないと、こういうわけですか。

○國務大臣(池田勇人君) その通りでございます。私の腹を率直に申し上げれば、失業者の出ることを予想しながら事業も考へて行かなければならぬと思ひ、そうして又國土開発その他のもも考へて行かなければならぬと思ひます。これは國策の最も重要な部分でありますから、内閣職員が全智全能を絞つて進めたいと思ひます。

○中野重治君 それで大蔵省内としては、まあそういうよりな数字のことなんかを口軽にいろ／＼喋り散らすなどというよりな戒めまでも大臣の方から與

えておるといふ話でしたが、今日までの委員会での質問應答を繰返して来た結果、今日は三人の大臣に顔を並べて貰ったのですが、大体先程の大蔵大臣の意見には、安本長官も労働大臣も賛成されて、尙且つその上にこれをそれぞれから補足されたというわけですから、根本的に一致しておると思いが、そうしますと、現に目前に失業者がどし／＼出ておる。又二十五日の労働大臣の言葉によれば、爲替レートの決定によつて民間企業の首切りは、一二ヶ月早まつて行くとか、こういうふうな話があつて、多くの失業者が出るのですが、それに対する現在の具体的計上されておる予算は一銭もない。これは三人一致された見解でよく分りました。それから、それに千七百五十億というものが、これは今大蔵大臣が繰返し説明されたようなものでありますからして、別の言葉でいへば、これは使えんかも知れん金、千七百五十億円という莫大な金額であるけれども……、そういうことになりません。ゼロプラス、使えないかも知れない千七百五十億円の金と、そういうことになつて、併し労働大臣としてはそういうことについては、大蔵大臣とも話してあるし、いざという場合には粉砕碎身されて、何とか或る程度潰さなければならぬ話になつておる、こういうわけですから、そうすると金がなければ話にならないことは勿論のことであつて、労働大臣に言わせると、大蔵大臣によろしく頼んである、大蔵大臣に尋ねると見返資金を何とかするつもりだ、併し見返資金をどう使うかということが、その見返資金という言葉が表明しておるように、関係筋の決定に俟たなければなら

らん。首を切つて民間企業を潰す、こまでは日本政府が自己の責任において実行するけれども、その後始末をどうするかという政治責任からは、労働大臣から大蔵大臣、大蔵大臣から見返資金、見返資金から関係筋と、この方式で行けば完全に解放される。日本の政府は莫大な失業群の救済に關して、失業者を出すというこの実行は責任を以てやつていなければならない、後始末の責任からは完全に解放されるということになりますね。そうすると出たところ勝負とか何とか、まあそういうようなことが、政治上の方針として使われるというところが、おかしいと思ふのですが、これは出たところ勝負じゃなく、どこへも出ない。大蔵大臣の言われる失業対策の交渉何というものは、失業対策の交渉、失業対策の無交渉ということになると思ひますが、それならば日本の政府の政治責任というものが完全に解除されるという点は便利かも知れんけれども、首切られる方では是にたまらない。そういう筋道をどうしても取ると思ふのです。現に日本の工場の中では給料の未拂い、滞納というか、未拂、遅拂いというものが一件になつておられます。労働基準法の適用によつて、それがびし／＼処理されていくというところは殆んどない。行政整理から来る首切りと、それから民間産業から出て来るこの大きな失業群に対して今説明されたような失業対策の構想とかいうようなことは、ただ日本政府のこの問題に關する政治的責任道に非常に工合のいい方式である外はないということになると思ひますが、その点どうでしょう。

○國務大臣(池田勇人君) お答え申上げますが、失業対策とか、或いは企業整備とか、いろいろの問題はそう机の上で時間的に、数字的に議論するものであるかも知れませんが、又そこにいろいろな綾のある問題だと思ふのであります。私が先程説明申し上げましたように、見返資金がおいそれと出ないというときに、民間企業の企業整備の資金がないという場合におきましては、できるだけそれを調査しまして、整備資金を出すようにいたしてありますし、又それが出る前に輸出産業で起さなければならぬものにつぎましての金融上の措置をするというところは先程申し上げた通りでございます。今日失業者が出たから、或いは或る会社が資金不拂いになつたから、すぐ金を積んで置け、こういうこともございますが、實際には当らんのじゃないかと思ひます。生きた政治でございますから、できるだけの努力はいたします。片一方では見返資金を早く使えるような方法を講じますと同時に、片一方では企業整備を促進し、これが整備資金を出すようにも努力し、又將來有望なところにはど／＼金融を續けて行つて輸出産業を振興する。こういう一連の政策で行くのであつて、あなたのおつしやるような何日までにとどまらぬという問題は、我々の努力によつて相当緩和できることと考えておるのであります。又そうすべく準備をいたしてあります。

○中野重治君 生きた政治とか綾があるといふことを言われて非常に結構かも知れんと思ひますが、手持の金は一銭もない。それから見返資金はあるけれども、それはどう使えるか分らない。併し綾を含ませて、生きた政治家として何とかやつてく積りだといふことが一方にあつて、併し首切りはどし／＼やつて行くといふことになれば、私がさつき言つた方式、政治的責任道以外の何か方式になると、こう相手を納得させられるとあなたは思ひますか。

○國務大臣(池田勇人君) 失業対策については見返資金に限つたことはございません。時間的なずれはいろいろ金融措置を講ぜられるし、又講じなければならぬことと私は考えておる次第でございます。

○中野重治君 いろいろな対策を講じなければならぬことは分り切つていふことであつて、そんなことに對してはお答えに及ばぬと思ひます。どう講ずるかといふことで、我々はここで議論しておる。質問しておる。だからどう講ずるか、何も見返資金ばかりでなく、いろいろの方策を金融面から講じなければならぬことになれば、これは門屋委員が頻りに問われている、財源はどこにあるかといふような問題、そういうような問題についてせめて見當でも付けることはできませんか、政府は……

○國務大臣(池田勇人君) こういう問題は見當をつけてやらなければならぬ問題かも知れませんが、繰返して申し上げますが、政府職員の退職につきましては退職金を考へておりますし、又民間企業におきましての退職金も今考慮を續けて、出すべく調査をいたしておりますし、又有望な輸出産業につきましては、金融上の処置をとり得るのでございます。何も失業対策といつたしては、この見返資金が出るまで一つも出さんといふのはございせん。

○中野重治君 予算上、或いは見返資金で取り得るときになつたらこれによりますけれども、それまでに失業者が繰出したしまし、経済界に悪影響を及ぼすというときには、失業対策費の金としてどうぞん出す予定であるのであります。ここに或る会社が企業整備をした。さあそこへすぐ金融上の措置を取る。こういうけれども簡単にいくものではないのであります。これは日本経済を建直す場合におきまして、どうしても採算がつかぬような会社、企業につきましては、これはもう廃止せざるを得ない会社も出て来ると思ひます。併しそこに又相當の弾力性もありまして、これ亦賃金の引下げとか、或いは又経済の再建の面にみずから進んで労働力を擡げて行くといふようなことも考えられるのじゃないかと思ひます。従つて私といたしましては、所管している財政金融の面につきまして、一方では企業整備を計り、経済の再建に向いつつ、他方では万人その処を得せしむるような方策を取つて行きたいと念願してゐる次第であります。

○中野重治君 そうしますとこういうことになりますか。この緊急失業対策という大事な問題のうちの大蔵省所管の問題に關しては、日本人は大蔵大臣に委して置けたいといふことになりませんか。

○國務大臣(池田勇人君) 先程労働大臣から言つておられますように、これは労働大臣、大蔵大臣だけのあれではないのでございまして、内閣全体といたしまして万全の措置を講ずる準備をいたしております。

○中野重治君 その問題に關してもう一遍繰返せば、そうすれば日本人はこ

の問題は關して政府に全く頼つていれ
ばいいということになるわけでありま
すか。

○國務大臣(池田勇人君) 我々とい
ましてはできるだけ努力いたしまし
て、國民のそういう期待に副うべく日
夜苦心いたしている次第であります。

○委員長(山田節男君) 他に御質問ご
さいませんか。それでは別に御発言も
ありませんようですから、一般質疑は
これで打ち切りたいと思ひますが御異議
ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山田節男君) 異議ないもの
と認めまして、それではこれから逐條
審議に移りたいと思ひますが御異議ご
さいませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山田節男君) それでは緊急
失業対策法案の第一章、第二章、第三
章、章別に御質疑をお願いいたしま
す。第一章總則の第一條から第三條ま
で御質問ございませんか……

ないようですから、次に第二章第四
條、第五條、第六條、第七條、第八
條、第九條、第十條、第十一條まで御審
議をお願いいたします。この章に關しまして御
質疑ございませんか……

ないようですから、続いて第三章第
十二條以下第十六條まで御審議をお願
いいたします。

別に御発言もございませんかから、続
いて第四章雜則、第十七條より第二十
二條、並びに附則、これにつきまして
御質疑ございませんか。

別に御発言もありませんようですか
ら、質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山田節男君) 異議ないもの
と認めます。それではこれより討論に
入ります。御意見のおありの方はそれ
ぞれ賛否を明らかにしてお述べを願いま
す。他に御発言ございませんか。

○中野重雄君 私はこの法案に反対で
す。その理由を簡単に申し上げます。國
又は地方の力で事業を起して失業者を
吸収して行くということは誠に尤もで
ありますけれども、わざ／＼失業者を
作つて置いて、それから失業者が出て
安定所に群がって、困り切つてどこど
この地方で、どれだけの人数の失業者
が出て来たということになつてから、
それを救う方式を考えて行くというや
り方は、これは根本的に非常に無駄な
やり方であつて、これは日本の經濟再
建の趣旨に根本的に合わない。根本的
な無駄遣いの方式に立つておる、この
点が一つ、それから予想される失業者
の数は、政府発表でいろいろ出ており
ますけれども、そういうものは今までの
労働大臣その他の人達の責任あるとい
うお答えによるといふと、どうもは
つきりしない。要するにはつきりしな
い。それでですから法律案ができてこれ
を実行するといふための数的基礎が誠
に曖昧である。そういうものの上に法
を立てて実行することは、これは實際
上不可能です。これが非常に大きな
欠陥になつておる。それから第三に
は、これも今まで繰返し明らかにされ
たことであつて、現に今こどもも明ら
かにされたことですが、失業者を救済
するための金が一銭もない。又今後こ
の方面で金を幾ら使うかという当も
一銭もない。それだからこれは失業者
を救うための目的は立派に立つて
おりますけれども、それを裏付け得る

べき物質的基礎を欠いております。か
ら、これは法となる資格を持つていな
い。その他さまざまの問題があります
が、簡略に言つてこの三つの主要な欠
陥からしてこの法案に反対します。

○村尾重雄君 私は、近く失業者が発
生するといふ予想の下にといふ前提に
おいて法案を説明されておりますが、
近くどこかかすでに失業者は出て
おるのであります。

○委員長(山田節男君) 村尾委員に御
注意申し上げます。先ず賛否を明らかに
して……

○村尾重雄君 その前提をおいてい
るのです。その立場上失業者に対する対
策については、却て遲きに失する感じ
を持つてあつて、本案に對しまして
私は賛成をするのであります。ただ賛
成するについて、この運営について少
し希望を申述べておきたいと思ひます
が、過日來から審議の中心となつてお
りました政府の失業対策に對する考え
方といふものが非常に曖昧といふか、
それとも不用意といふか、熱意がない
といふか、我々はその失業対策の今後
の運営について非常に不安を感じるの
であります。例えば失業者を予想する
その数においても、政府の行政整理に
おいて失業者が何人出るかといふこと
は、これは政府みづから自分首を
切るんだからして、これは行政整理に
おいて明確な数は出ることはつきり
しておるんだが、例えば企業整備にお
いて、例えば又潜在失業者の顕在化に
おいてその政府の数の出し方というも
のは非常に杜撰極まるものだ、こう
思ふのであります。企業整備において
どれだけの人員が出るかといふこと
は、大工場においては大体推定は、九

原則の實行に伴うて、又レポートの制定
に伴うて明確にされるでありましよう
が、日本の大部分を占めておるこの中
小企業に對する企業整備の大体失業者
といふものは、そういう政府の、上か
らの見方でなくして、實際にそれに
タッチしておる、例えば我々京阪神に
おる者ですが、すでに阪神における中
小企業といふものは非常に金詰り又企
業整備の、企業合理化の線がすでに始
まつておつて、多数の倒産工場が現わ
れておつて、失業者が多数、すでに段
段現われておるのであります。この点
で企業整備なり潜在失業者の顕在化等
においても、非常に政府が暫定的にこ
ういふ数を基礎としたのだとおつしや
るが、非常に私は少なく見方をされて
おるのだ、こう思ふのであります。こ
れらの現われた失業者を吸収する一つ
の政府の対策といふものは、この失業
対策事業に盛られておる、基礎をなし
ておる意圖といふものもこれ又非常に
我々は杜撰だと、こう思ふのでありま
す。例えば失業保険だとか又想定する
といふ、日雇保険制度によるとかいふ
一つの保険制度において、或る程度の
間失業者を救済するといふ考え方があ
る、而も失業保険によつて又保険制度
において或る程度の間、保証した期間
のうちに企業整備から來るところの、
例えば今後の輸出産業に對して、又新
らしいその産業に吸収するのだという
考え方を持つておられますが、これすら
我々は十分に得心することができない
のであります。それよりか反対に企業
整備の合理化と共にまず／＼中小企業
においては、不安な悲観すべき前途を
我々は實際に持つておるのじやないか
と思ひます。こうなつて参りますと、

失業者の而も再び就業希望する見込数
においても政府と根本的に違ひます
し、又これらの就職方法における失業
対策に對しての対策の立て方において
も非常に我々は不安を持たざるを得な
いのであります。こういふような立場
から十分この失業対策については、眞
剣な態度を政府而も労働省だけがお持
ちになるのではなくて、やはり総合的
に政府の責任において十分立てられ
べきだと思ふので、今後の運営につ
いて十分な確信をもつてこの失業対策事
業法に對する裏付けのための熱意を持
たれんことを希望して賛成いたしま
す。

○田村文吉君 私は本案に對しまし
て結論において賛成するものでありま
す。由來この失業対策といふことくら
い面倒な仕事はないのでありまして、
大体ならば失業者を出さないように考
へることが一番肝腎なことだと思ひま
すので、今日日本の当面した問題とし
ては、いわゆる九原則に従つて起る失
業の問題なんでありまして、この九原
則がなぜかのように失業者を多くさせ
る結果になるだらうかといふことを考
へますと、結局今日においては税金が
高過ぎる、多過ぎるといふこと、金
融が非常に梗塞しておる、この二つが
あらゆる方面に失業者を出さんとする
傾向にあることは、只今村尾議員から
御説明があつた通りであります。殊に
大工業に對しては新聞にも発表され
てよく分るのであります。が、中小企業
がこれがために非常に痛手を被つてお
りまして、今後その方面に現状のまま
であるならば多大の失業者が出るの
ではないかと考へる。でありますから
失業対策の第一の根幹は、失業者を出

さないようにする。それには金融の融通をつけて、現在のような梗塞した金融状態に置かないこと、余りに過当な税金を課せられておるといふことを緩和してやる。このことが第一の根本の要件であらうと考えるのであります。

次に失業者対策は非常な面倒な仕事であつて、又完全を期するといふことは非常に困難であります。一應先ず失業者対策に対する法律を作つて準備をする、こゝういふことについては大体において必要なことであらうと考へますので、私は賛成するのであります。一言尙この運用において注意をして頂きたいといふことは失業保険の關係、その他この關係するところが非常に大きいので非常に又デリケートな關係があるものであります。まかり間違ひますれば、いわゆる情民をつくるという虞れがないでもない。又國家の事業の能率を落し、又一般産業の能率を低下させるということも因をなさないと限らぬのであります。その辺を非常に総合的によく考へになつて、失業対策をお考へにならないといふと、悔を千載に残すやうなことが起るかも知れない、こゝう心配するのであります。

以上の点を十分に戒心されてこれに運用をお願ひ願うといふことにいたしました。私は本案に賛成いたす次第であります。

○委員長(山田節男君) 他に御発言はございませんか。……別に御意見もないやうでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(山田節男君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山田節男君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山田節男君) 御署名洩れはございませんか。……署名洩れはないものと認めます。

○委員長(山田節男君) 續きまして職業安定法の一部を改正する法律案を審議いたします。

○政府委員(宿谷繁一君) 午前中に御審議を願ひました職業安定法の一部を改正する法律案につきまして、案の第九條第二項の点について政府委員の方で特に説明の足りない点がございます。これを残して置きました理由は國家公務員法の適用されてない分がございまして、従つてこの國家公務員法の全部が適用になつた場合に、初めてこの條項が死文化するのであります。尙当分これを存続して置くの必要を認めまして、政府におきましてはこの規定を残して置いたのでございまして、いづれこれの必要性が全部なくなりまして上は、本案の整備を研究いたしまして、適當な機会に又御審議を願ひたいと思ひ存じます。以上足りない点を補足して御説明申し上げます。

○委員長(山田節男君) 御発言の方はおられますか。

○田村文吉君 只今次官から御説明のありましたことは、今の公務員法の中にこれに關係する條項はまだ適用になつていない、いなからそれが必要である。こゝういふ意味と解釈してよろしいですか。

○政府委員(宿谷繁一君) その中の一部が適用になつていないといふことになりまして、全部といふのはございせん。

○田村文吉君 了承いたしました。

○委員長(山田節男君) それでは、午前に引續きまして本案は質疑終了いたしてありますので討論に移りたいと思ひます。御意見のおありの方はそれぞ

れ賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。別に御発言ございませんか。

○田村文吉君 私は本案に賛成するものであります。ただこの職業安定法の精神が、できました当時もさうであつたやうと思つておりますが、今日に至りますといふと、先刻もお話がありましたやうに、如何にしてこの失業問題を解決するかという事態にありまします。職業安定法の精神は、よろしく失業者を如何にしてないやうにするか、早く轉職の便宜を與えてやるかといふ方面に力を入れて頂くやうなことではないと思つております。が、徒らに取締りを厳にするといふやうな考へ方、或いは、統制範圍をもつと拡張してやるやうな考へ方、こゝういふやうな考へ方のものであつては困ると思つております。この片鱗を見られるものと考へております。學校に対する職業の周旋、轉進であります。こゝういふものを今度の中に総合的に取入れられるやうなことが、ややもするとただ徒らに安定局長の権限内にすべてを統制するやうな考へ方にのみ走ることは、非常に危険であると思つております。この職業安定法に關しては、今度の修正と同時に、できるだけ一つ失業者を深切に早く轉職の便宜を與えてやる、こゝういふことになつて貰わなかつたら、今日はいわゆる營利企業のもの、すべて民間の職業の轉進が事業としてはできないことになつたわけなんです。それから、國の責任が非常に重大だと私は考へております。この特に失業者が多いといふことを叫ばれておる時代に、この運用に當つては、よほど安定局長初

め、この運用にお当りになる方は注意して頂かないと困るやうなことを申し上げて、私は本案に賛成する者であります。

○小串清一君 私は本案に賛成いたします。そうして同時に田村君から注意されてゐる問題については、やはり同感でありますから全部は言ひません。同じ意見であります。

○一松政二君 私も本案に賛成するものであります。ただ今、お二人から申述べられたことは私も同感でありまして、職業安定法の基本法においても、亦この一部を改正する法律案におきましても、どうも我々のこれによつて受ける感じは、一つの枠の中にすべてを統一してしまふやうな方面の意識が非常に強いやうに感ぜられるのです。そゝういふ法律を一つ施行するといふ考へ方よりも、田村さんの述べられましたやうに、一人でも多くの人に職業を與えて、又人を求めている人に一日も早くその人を世話する。それをやるためには、できるだけさういふ方面の人が簡単に役所の窓をいろ／＼な手續を通じてくぐらなくてもやれるといふた方面に私は考へて貰ひたいと思つた。締といふことよりも、職業を與えるといふ考へ方にものを考へて頂けば、この法律の中においても、私はその運用のみならず、法文の上においてもまだ大いに取捨選択しなければならぬところがあると思ひます。どうか今後の運用におきましては、徒らに取締に流れず、一人でも多くの人を世話する。それで成るべくさういふ人々に不便をかけない、深切にやるやうなことを考へたいと思ひます。それだけを述べまして、私

九

午後三時五十六分散会

(不当労働行為)

第七條 使用者は、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をする者又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。但し、労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する場合において、その労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない。

二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。

三 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支拂につき経理上の援助を與えること。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失ふことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の廣さの事務所の供與を除く

ものとする。

(損害賠償)

第八條 使用者は、同盟罷業その他の爭議行為であつて正当なものによつて損害を受けたことの故をもつて、労働組合又はその組合員に對し賠償を請求することができない。

(基金の流用)

第九條 労働組合は、共済事業その他の福利事業のために特設した基金を他の目的のために流用しようとするときは、総会の決議を経なければならぬ。

(解散)

第十條 労働組合は、左の事由によつて解散する。

一 規約で定めた解散事由の発生
二 組合員又は構成団体の四分の三以上の多数による総会の決議
(法人である労働組合)

第十一條 この法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けた労働組合は、その主たる事務所の所在地において登記することによつて法人となる。

2 この法律に規定するものの外、労働組合の登記に関して必要な事項は、政令で定める。

3 労働組合に関して登記すべき事項は、登記した後でなければ第三者に對抗することができない。
(準用規定)

第十二條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三條、第四十四條(この法律の第八條に規定する場合を除く)、第五十條、第五十二條から第五十五條まで及び第五十七條並びに非訟事件手続法

(明治三十一年法律第十四号)第三十五條、第三十六條及び第三十七條の二の規定は、法人である労働組合に準用する。

2 民法第七十二條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條及び第三十八條の規定は、この法律の第十條の規定により解散した法人である労働組合に準用する。

(法人である労働組合の免税)

第十三條 法人である労働組合には、政令の定めるところにより、所得税及び法人税を課さない。

第三章 労働協約

(労働協約の効力の発生)

第十四條 労働組合と使用者又はその団体との間の労働条件その他に関する労働協約は、書面に作成し、両当事者が署名することによつてその効力を生ずる。

(労働協約の期間)

第十五條 労働協約は、有効期間を定めた條項を含まなければならず、且つ、いかなる場合においても、三年を越えて有効に存続することができない。

2 労働協約は、その中に規定した期限が到来した時以後においてその当事者のいずれか一方の表示した意思に反して、なお有効に存続することができない。但し、この規定は、労働協約の当事者のいずれか一方が反対の意思を表示しない限り労働協約の効力が更新される旨の労働協約の規定を排除する趣旨に解釈されてはならない。

(基準の効力)

第十六條 労働協約に定める労働條

件その他の労働者の待遇に関する基準に違反する労働契約の部分は、無効とする。この場合において無効となつた部分は、基準の定めるところによる。労働契約に定めない部分についても、同様とする。

(一般的拘束力)

第十七條 一の工場事業場に常時使用される同種の労働者の四分の三以上の数の労働者が一の労働協約の適用を受けるに至つたときは、当該工場事業場に使用される他の同種の労働者に関しても、当該労働協約が適用されるものとする。

(地域的の一般的拘束力)

第十八條 一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至つたときは、当該労働協約の当事者の双方又は一方の申立に基き、労働委員会(都道府県知事は、労働大臣又は都道府県知事は、当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約(第二項の規定により修正があつたものを含む)の適用を受けるべきことの決定をすることができ。)

2 労働委員会は、前項の決議をする場合において、当該労働協約に不適当な部分があると認めるときは、これを修正することができ。)

3 第一項の決定は、公告によつてする。

第四章 労働委員会

(労働委員会)

第十九條 使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者各同数をもつて組織する労働委員会を設置する。

2 労働委員会は、中央労働委員会、船員中央労働委員会、地方労働委員会及び船員地方労働委員会とする。

3 この法律に規定する労働委員会の職員は、法令により公務に従事する職員であるものとする。

4 労働委員会に関する事項は、この法律に定めるものの外、政令で定める。

5 中央労働委員会は、労働大臣の所轄とする。

6 中央労働委員会は、使用者を代表する者(以下「使用者委員」という)、労働者を代表する者(以下「労働委員」という)及び公益を代表する者(以下「公益委員」という)各七人をもつて組織する。

7 使用者委員は、使用者団体の推薦に基いて、労働者委員は、労働組合の推薦に基いて、公益委員は、使用者委員及び労働者委員の同意を経て、労働大臣が任命するものとする。

8 禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁この刑に処せられてその執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。委員がこの規定によりその資格を失つたときは、当然退職するものとする。

9 公益委員の任命については、その中の三人以上の員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。公益委員が自己の行為によつてこの規定に、触してその資格を失つたときは、当然退職するものとする。

10 労働大臣は、中央労働委員会の委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、中央労働委員会の同意を経て、その委員を罷免することができる。

11 委員の任期は、一年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

12 委員は、再任することができる。

13 委員は、後任者が任命されるまでその職務を行ふ。

14 委員は、別に法律の定めるところにより俸給、手当その他の給與を受け、及び政令の定めるところによりその職務を行うために要する費用の弁償を受けるものとす。

15 中央労働委員会に会長を置く。

16 会長は、委員が公益委員の中から選挙する。

17 会長は、中央労働委員会の会務を総理する。

18 会長がその職務を行うことができないとき、又は会長が欠けたときは、この條の規定に従つて新たに会長を選挙する。

19 中央労働委員会にその事務を整理するために事務局を置き、事務局に会長の同意を経て労働大臣が任命する事務局長及び必要な職員を置く。

20 この條の規定は、地方労働委員会に準用する。但し、委員の任免は、都道府県知事が行うものとす、労働委員会は、使用者委員、

労働者委員及び公益委員各五人をもつて組織し、公益委員は、その中の二人以上の員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。

21 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に關してはこの法律に規定する中央労働委員会、地方労働委員会並びに労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び運輸大臣が行ふものとす、中央労働委員会及び地方労働委員会に關する規定は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会に準用する。但し、「都道府県」とあるのは「海運局の管轄区域」と読み替へるものとす。

（労働委員会の権限）

第二十條 労働委員会は、第五條、第十一條、第十八條及び第二十七條の規定によるものの外、労働争議のあつた旋、調停及び仲裁をする権限を有する。

（会議の公開）

第二十一條 労働委員会は、公益上必要があると認めるときは、その会議を公開することができる。

2 労働委員会の会議は、会長が招集する。

3 労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。（強制権限）

第二十二條 労働委員会は、その事務を行うために必要があると認めるときは、使用者又はその団体、労働組合その他の関係者に対し、出頭、報告の提出若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員若しくは労働委員会の職員（以下單に「職員」という。）に關係工場事業場に臨檢し、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。（秘密を守る義務）

第二十三條 労働委員会の委員若しくは職員であつた者又は職員若しくは職員であつた者は、その職務に關して知得した秘密を漏らしてはならない。（公益委員のみで行う権限）

第二十四條 第五條、第七條、第十一條及び第二十七條並びに労働関係調整法第四十二條の規定による事件に關する処分は、労働委員会の公益委員のみが參與する。但し、決定に先立つて行われる審問に使用者委員及び労働者委員が參與することを妨げない。

（中央労働委員会の権限）

第二十五條 中央労働委員会は、第十八條、第二十條、第二十六條及び第二十七條の規定による事務を行う権限を有する。中央労働委員会は、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題にかかる事件のあつた旋、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

2 中央労働委員会は、第五條、第七條及び第二十七條の規定に基き地方労働委員会の処分を取り消し、承認し、若しくは変更する完全な権限をもつて再審査し、又はその処分に対する再審査の申立を却下することができる。この再審査は、地方労働委員会の処分の當事者のいづれか一方の申立に基いて、又は職権で、行ふものとす。

（規則制定権）

第二十六條 中央労働委員会は、その行う手続及び地方労働委員会が行う手続に關する規則を制定し、公布する権限を有する。（労働委員会の命令等）

第二十七條 労働委員会は、使用者が第七條の規定に違反した旨の申立を受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、当該申立が理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この調査及び審問の手続は、前條の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとし、審問の手続においては、当該使用者及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする充分な機会が與えられなければならない。

2 労働委員会は、前項の審問の手続を終つたときは、事実の認定をし、この認定に基いて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立を棄却する命令を発しなければならぬ。この事実の認定及び命令は、書面によるものとし、その写を使用者及び申立人に交付しなければならぬ。この命令は、交付の日から効力を生ずる。この項の規定によ

る手続は、前條の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとす。

3 使用者は、前項の規定による地方労働委員会の命令の交付を受けたときは、十五日以内に中央労働委員会に再審査の申立をすることができる。但し、この申立は、当該命令の効力を停止せず、その命令は、中央労働委員会が第二十五條の規定により再審査の開始を決定するまでその効力を有する。

4 使用者が地方労働委員会の命令につき中央労働委員会に再審査の申立をしないとき、又は中央労働委員会が命令を発したときは、使用者は、当該命令の交付の日から三十日以内に、行政事件訴訟特別法（昭和二十三年法律第八十一号）の定めるところにより、訴を提起することができる。

5 前項の規定により使用者が裁判所に訴を提起した場合において、受訴裁判所は、当該労働委員会の申立により、決定をもつて、使用者に対し判決の確定に至るまでの労働委員会の命令の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又はこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。

6 使用者が第三項の規定により中央労働委員会に再審査の申立をした場合には、第四項の訴の提起期間は、第二十五條の規定により中央労働委員会が当該申立の却下その他の終局的処分をした日から起算する。

7 使用者が当該労働委員会の命令につき中央労働委員会に再審査の

申立をせず、且つ、第四項の期間内に訴を提起しないときは、その労働委員会の命令は、確定する。

この場合において、使用者が労働委員会の命令に従わないときは、労働委員会は、使用者の住所地の地方裁判所にその旨を通知しなければならぬ。この通知は、労働者もすることが出来る。

8 第四項の訴に基く確定判決によつて地方労働委員会の命令の全部又は一部が支持されたときは、中央労働委員会は、その地方労働委員会の命令について再審査することが出来ない。

9 この條の規定は、労働組合又は労働者が第二十五條の規定により中央労働委員会に再審査の申立をするとき、又は訴を提起することを妨げるものではない。

10 第一項及び第二項の規定は、中央労働委員会の再審査の手続について準用する。

第五章 罰則

第二十八條 前條の規定による労働委員会の命令の全部又は一部が確定判決によつて支持された場合において、その違反があつたときは、その行為をした者は、一年以下の禁若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九條 第二十三條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十條 第二十二條の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは帳簿書類の提出をせず、又は同條の規定に違反して出頭をせず、若しくは同條の

規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十一條 法人又は人の代理人、同居者、雇人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前條前段の違反行為をしたときは、その法人又は人は、自己の指揮に出たのではないことの故をもつてその処罰を免れることが出来ない。

2 前條前段の規定は、その者が法人であるときは、理事、取締役その他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人に適用する。但し、營業に關して、成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。

第三十二條 使用者が第二十七條第五項の規定による裁判所の命令に違反したときは、十万円（当該命令が作爲を命ずるものであるときは、その命令の不履行の日数一日につき十万円の割合で算定した金額）以下の過料に処する。同條第七項の規定により確定した労働委員会の命令に違反した場合も、同様とする。

第三十三條 法人である労働組合の清算人が第十二條で準用された民法の規定に違反して同法第八十四條の規定によつて罰せられるべき行為をしたときは、その清算人は、同法同條に規定する過料と同一の範囲の額の過料に処する。

2 前項の規定は、法人である労働組合の代表者が第十一條第二項の規定に基いて発する政令で定められた登記事項の変更の登記をする

ことを怠つた場合において、その代表者につき準用する。

附則

1 この法律施行の期間は、公布の日から起算して三十日を越えない期間内において、政令で定める。

2 この法律施行の際現に法人である労働組合は、この法律の規定による法人である労働組合とみなす。但し、この法律施行の日から六十日以内にこの法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けなければならぬ。

3 この法律施行の際現に労働委員会の委員である者は、この法律の規定によつて罷免される場合を除く外、その任期満了の日まで存在するものとし、労働委員会の事務局長及びその他の職員は、法令に従つて別に辞令を發せられないときは、この法律の規定によつて任命されたものとみなされ、同級に止まり、同俸給を受けるものとする。

4 この法律施行の際現に労働委員会に係属中の事件の処理については、なお改正前の労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）の規定による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。
第三條中「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）（第十一條、第十二條及び第二十四條から第三十七條までの規定を除く。）を労働組合法（昭和二十四年法律第

号）第七條、第八條及び第十八條から第三十三條までの規定を除く。」に改める。

第三十七條中「労働組合法第二十八條から第三十三條まで及び第三十四條から第三十七條まで」を「第二十一條第一項、第二十二條、第三十條及び第三十一條」に改める。

附則第三項を次のように改める。

労働組合法第五條、第十一條及び同法附則第二項に規定する労働委員会の権限は、労働大臣が行う。

7 他の法律中「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）」を「労働組合法（昭和二十四年法律第 号）」に改める。

労働関係調整法の一部を改正する法律案
労働関係調整法の一部を改正する法律

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「中央労働委員會の決議によつて、」を「國會の承認を経て、」に、同條第四項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第二項」を「前項」に改め、同條第三項を削る。

第九條中「行政官廳」を「都道府縣知事（船員法（昭和二十二年法律第百號）の適用を受ける船員に關しては海運局長。以下同じ。）」に改める。

第十一條に次の一項を加える。

幹旋員名簿に記されている者は、労働委員會の委員であることができない。

第十七條中「労働組合法第二十七條第一項第三號」を「労働組合法第二十條」に改める。

第十八條第一項第五号中「行政官廳」を「労働大臣（船員法の適用を受ける船員に關しては運輸大臣）又は都道府縣知事」に改め、同條第二項及び第三項を削る。

第十九條、第二十一條第一項第三号及び第二十二條中「第三者である」を「公益を代表する」に改める。

第二十六條に次の三項を加える。
前項の調停案が關係當事者の双方により受諾された後、その調停案の解釋又は履行について意見の不一致が生じたときは、關係當事者は、その調停案を提示した調停委員會にその解釋又は履行に關する見解を明らかにすることを申請しなければならない。
前項の調停委員會は、前項の申請のあつた日から十五日以内に、關係當事者に対して、申請のあつた事項について解釋又は履行に關する見解を示さなければならない。
前項の解釋又は履行に關する見解が示されるまでは、關係當事者は、當該調停案の解釋又は履行に關して爭議行為をなすことができない。但し、前項の期間が経過したときは、この限りでない。

日を経過した後、公益事業に關し、關係當事者が爭議行為をなすには、新たに前項に規定する條件を満たさなければならぬ。

公益事業に關し、關係當事者が受諾した調停案中に、なお關係當事者間において交渉を行ふべき旨が定められてゐる事項がある場合において、その事項について關係當事者が爭議行為をなすには、新たに第一項に規定する條件を満たさなければならぬ。

第三十八條を次のように改める。

第三十八條 創限

第三十九條第一項中「前三條」を「第三十七條に、同項及び同條第三項中「一萬圓」を「十萬圓」に改める。

第四十條中「又は労働者が爭議行為をなした」と及び同條但書を削る。

第四十一條中「五百圓」を「五萬圓」に改める。

附則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日を越えない期間内において、政令で定める。

2 第二十六條第二項から第四項までの規定は、この法律の施行前に改正前の第二十六條の規定により提示された調停案については適用しない。

3 この法律の施行前になした改正前の第三十七條及び第四十條の規定に違反した行為に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

五月七日日本委員会に左の事件を付託さ

れた。

一、失業保険法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託四日二十一日）

五月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、労働法規改正反対に關する陳情（一通）（第三百四十二号）

一、労働法規改正悪反対等に關する陳情（第三百六十五号）

第三百四十二号 昭和二十四年四月二十二日受理 労働委員会

労働法規改正反対に關する陳情（一通）

陳情者 宮城縣議會議長 桃澤 敬之助外一名

今回労働省より發表された労働法規改正試案は、労働者の團結権、団体交渉権、団体行動権を保障している憲法の精神を全然ふみにじり、労働者の保護法であるべき労働組合法を、労働運動の取締法として改悪し、經濟九原則の実施を労働者の犠牲において強行しようとする反動的改悪案であるから、本改正案を撤回されたいとの陳情。

第三百六十五号 昭和二十四年四月二十七日受理 労働委員会

労働法規改正悪反対等に關する陳情（一通）

陳情者 東京都港区芝浦海岸通

一ノ一五東京瓦斯労働組合内 内田実一外一名

労働法規改正及び課税率等の改正は、勤労大衆の利害に直接多大の影響を及ぼすから、その立案施行には、慎重を要することは、言をまたないところであるが、現在勤労大衆は、基本的人権

の擁護を始め、民主的な月常生活の維持すらも困難な情勢にあるから、労働法規等の改正に際しては、前提要件として、生活安定の諸方策を講ぜられたいとの陳情。